

旧緊急時避難準備区域（川内村）の職場に勤務していた申立人の就労不能損害について、同職場の営業停止に伴い平成23年3月に退職した後の同年4月の数日間の後片付けの日当や、同年8月に職場の一部営業再開に伴い復職した直後の人員・施設・時間を制限して営業していた同年10月までの間の給料は、原発事故前と同様の安定性・継続性を有する就労による収入とはいえないとして、これらを控除せずに損害額を算定して賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

【損害項目】

- 1 就労不能損害（株式会社Aの給与に関する逸失利益） 384万1740円
- 2 就労不能損害（通勤交通費増加分） 33万6000円
- 3 除染のための高圧洗浄機購入費用（平成24年5月29日購入分） 21万円

【期 間】 自 平成23年3月11日 至 平成26年2月28日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金438万7740円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金及びその精算

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項【損害項目】1（同項記載の期間に限る。）に対する賠償金の一部として、220万0380円を支払済みであることを相互に確認し、この既払金全額について、第2項記載の和解金の支払いに充当する方法で精算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 除染費用

1 除染費用を裏付ける領収書原本の交付

申立人は、被申立人に対し、本和解成立の日から14日以内に、申立人が支出した第1項【損害項目】3記載の除染費用を裏付ける領収書原本を被申立人代理人弁護士B（住所：〒〇〇東京都〇〇区〇〇）宛に郵送の方法により送付するものとする。なお、郵送手数料は、申立人の負担とする。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項【損害項目】3記載の損害項目（除染費用。ただし、同項記載の期間及び金額に限る。）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第6 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年4月1日

（仲介委員 堀井敬一）